

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

智頭町長 金 兒 英 夫

市町村名 (市町村コード)	智頭町 (313289)	
地域名 (地域内農業集落名)	上市場・本町地区 (上市場集落)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年2月27日 (第1回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。
注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

当地区は町内でも住宅が多く、農地が少ないエリアであり、農業者も少なく、多くが自己消費のみの経営規模となっている。
担い手不足、高齢化などにより、農地や水路の清掃管理の負担が大きくなっている。
また、農地がまとまっておらず、担い手に貸し出そうにも、集積・集約化が難しいことが課題である。

(2) 地域における農業の将来の在り方

地域内に保育園・小中学校・高校があることから、学校教育の場で農業体験等を行い、担い手の育成・確保につなげたり、農業に関心を持つ若い人材を増やしていくよう、取組を検討する。
交通量の多い国道373号沿いのエリアで観光農園を開き、関係人口の増加を図る取組を検討する。
若い女性が参入できるよう、上記の取組なども含めて検討する。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	9.1 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	2.1 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

智頭町大字智頭(上市場、上町、中町、下町、錦町集落)地内で、小規模な畑を除き、現在耕作が行われている比較的条件の良い農用地とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
教育の場としての農地の活用を目指す。(管理棟などの設備(トイレ)も整備していくことで可能性を広げる。)
(2)農地中間管理機構の活用方針
状況にあわせて検討する。
(3)基盤整備事業への取組方針
畦の整備を検討する。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
農業を学ぶ場の確保、保・小・中・高生徒の栽培クラブ、地区ごとのブランド化などを目指し、検討する。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
農業を学びながら農作業委託で収入を賄う仕組みを検討。

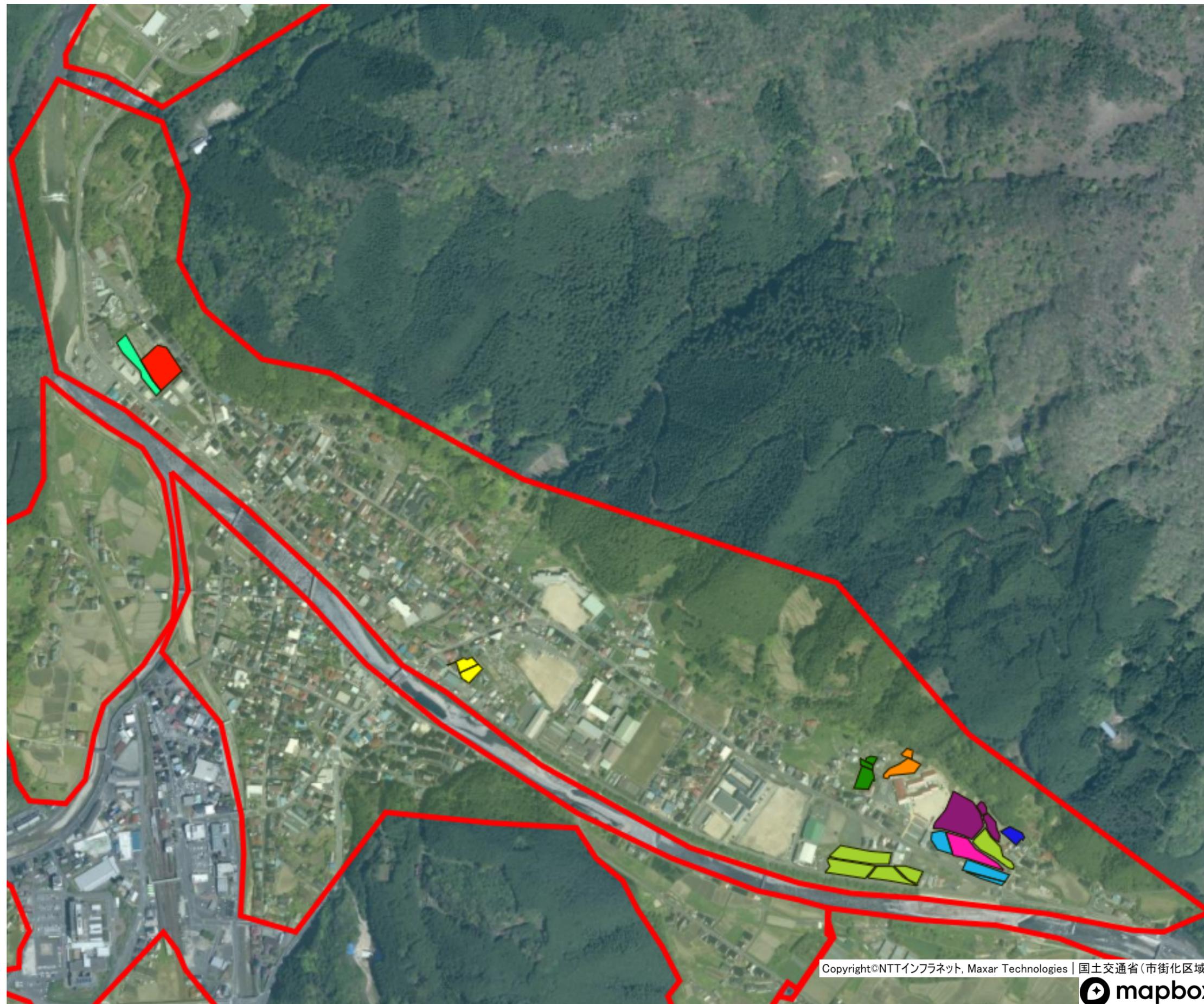
以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④輸出	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨その他	

【選択した上記の取組方針】

--

上市場・本町地区目標地図



目標地図(確定)

- A
- B
- C
- D
- E
- F
- G
- H
- I
- J